

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	保育園・幼稚園に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栗東市は、保育園・幼稚園に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県栗東市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	保育園、幼稚園における保育・教育の実施に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令に基づき、保育園・幼稚園の入園及び利用者負担額の賦課徴収とそれに関する事務を行う。</p> <p>上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①支給認定申請書、入園申込書の受付・審査②入園決定と各種通知書の送付③利用者負担額の賦課徴収、滞納管理④入園児童及び待機児童の管理
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・子ども子育て支援システム・団体内統合利用番号連携サーバ・中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

・保育園・幼稚園児童情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の第8及び第94
--------	------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 13、116の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども青少年局 幼児保育課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

請求先	〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 子ども青少年局 幼児保育課
-----	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 子ども青少年局 幼児保育課
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 子ども青少年局 幼児保育課
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類				
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	<p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[] 委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[] 提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査				
実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

麥更箇所